

5 / 1 8 (木) の行事



報道発表資料の配付日時 4月25日(火) 11時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度(2023年度)宗谷地域廃棄物不法処理対策戦略会議及び宗谷地域海岸漂着物対策推進協議会の開催について		
記者リチャ- のお知らせ	(実施日時) 月 日 ( ) 時 分~	発表者	
		発表場所	
概要	<p>宗谷総合振興局では、廃棄物の不法投棄や違法焼却などの不法処理対策について、関係機関との連携を図るため「宗谷地域廃棄物不法処理対策戦略会議」を、宗谷地域における海岸の良好な景観と環境を保全するため、海岸漂着物等の処理とその発生抑制を図るための情報共有、連絡調整を行うため、「宗谷地域海岸漂着物対策推進協議会」を同日開催する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和5年(2023年)5月18日(木) 13:30~15:30</p> <p>2 開催方法 対面会場を設置するとともに、オンライン接続を行い対面及びオンラインでのハイブリッド開催とする。 (1) 会場 宗谷合同庁舎2階 講堂(稚内市末広4丁目2-27) (2) オンライン接続方法: ZOOM</p> <p>3 参集範囲 別添設置要綱(資料1及び資料2)のとおり</p>		
参 考			
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク		
担 当 (連絡先)	北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課長 渡部 学 電話 0162-33-2919 (内線2950) 地域環境係 主事 野川 夏輝 電話 0162-33-2920 (内線2975)		

## 宗谷地域廃棄物不法処理対策戦略会議設置要綱

## (目的)

第1条 宗谷地域の廃棄物の処理、各種リサイクル等の指導に係る関係機関が緊密に連携し、廃棄物の不適正処理及び不法投棄等（以下「不法処理」という。）の防止と、これらに対する迅速かつ的確な対応を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的として宗谷地域廃棄物不法処理対策戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 戦略会議は次の事業を行う。

- 一 不法処理の防止及び発生後の対応に関し、関係機関が連携して実施すべき施策の検討
- 二 不法処理の情報交換に関すること
- 三 不法処理防止のための広報啓発活動に関すること
- 四 その他戦略会議の目的を達成するために必要な事業

## (構成)

第3条 戦略会議は次の機関をもって構成する。

- 一 戦略会議は別表に定める関係機関をもって構成する。
- 二 その他主宰者が必要と認めるときは、別の関係機関等を加えることができる。

## (主宰者)

第4条 戦略会議は、北海道宗谷総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長が主宰する。

## (会議)

第5条 戦略会議は主宰者が招集し、原則として年1回開催するものとして、その他必要に応じて会議を開催する。

## (意見の聴取等)

第6条 戦略会議は、必要があると認めるとき、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (事務局)

第7条 戦略会議の事務局は、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

附 則 この要綱は平成 7年 3月 14日から施行する。

附 則 この要綱は平成 7年 10月 31日から施行する。

附 則 この要綱は平成 9年 8月 4日から施行する。

附 則 この要綱は平成 14年 5月 14日から施行する。

附 則 この要綱は平成 16年 5月 17日から施行する。

附 則 この要綱は平成 18年 6月 1日から施行する。

附 則 この要綱は平成 19年 5月 30日から施行する。

附 則 この要綱は平成 20年 5月 22日から施行する。

附 則 この要綱は平成 22年 6月 8日から施行する。

附 則 この要綱は平成 24年 6月 14日から施行する。

附 則 この要綱は平成 26年 5月 29日から施行する。

附 則 この要綱は平成 27年 5月 22日から施行する。

- 附 則 この要綱は平成28年 5月26日から施行する。  
 附 則 この要綱は平成29年 5月31日から施行する。  
 附 則 この要綱は平成31年 4月26日から施行する。  
 附 則 この要綱は令和 3年 6月 8日から施行する。  
 附 則 この要綱は令和 4年 5月31日から施行する。

別 表

関係機関(主宰者及び主管者等の職名)
稚内市(生活福祉部生活衛生課長)
猿払村(住民課長)
浜頓別町(住民課長)
中頓別町(総務課長)
枝幸町(町民課長)
豊富町(町民課長)
礼文町(衛生センター長)
利尻町(町民課長)
利尻富士町(福祉課長)
幌延町(住民生活課長)
旭川方面稚内警察署(生活安全課長)
旭川方面枝幸警察署(刑事・生活安全課長)
旭川方面天塩警察署(刑事・生活安全課長)
稚内海上保安部(警備救難課長)
(公社)北海道産業資源循環協会宗谷支部(支部長)
稚内開発建設部(技術管理課長)
環境省北海道地方環境事務所稚内自然保護官事務所(上席国立公園保護管理企画官)
宗谷森林管理署(総括事務管理官)
北海道宗谷総合振興局 保健環境部くらし・子育て担当部長 保健環境部環境生活課長 稚内建設管理部維持管理課長 稚内建設管理部治水課長
環境省北海道地方環境事務所(所長)…オブザーバー

## 宗谷地域海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

## (目的)

第1条 この協議会は、宗谷地域における海岸の良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の処理とその発生抑制を図るための情報共有、連絡調整を行うことを目的とした連絡調整会議として設置する。

## (名称)

第2条 この協議会は、宗谷地域海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

## (構成)

第3条 協議会は、別表1に定める構成機関をもって構成する。

## (議題)

第4条 協議会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること
- (2) 海岸漂着物対策に係る普及啓発に関すること
- (3) 海岸漂着物対策の推進に関する情報共有、連絡調整
- (4) 海岸漂着物等の対策に係るその他必要な事項

## (会議の開催)

第5条 協議会に座長を置き、宗谷総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長をもってあてる。

- 2 協議会は、座長が招集するものとする。
- 3 協議会は、必要に応じて、構成機関以外の者を会議に出席させることができる。

## (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、宗谷総合振興局保健環境部環境生活課に事務局を置く。

## (見直し期限)

第7条 本会議は、平成28年10月31日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要領は、平成28年10月31日から施行する。

附則 この要領は、平成29年10月16日から施行する。

附則 この要領は、平成31年 4月26日から施行する。

附則 この要領は、令和 3年 6月 8日から施行する。

附則 この要領は、令和 4年 5月31日から施行する。

別表1（第3条関係）

機 関 名	役 職 名	備 考
稚内市	生活福祉部生活衛生課長 建設産業部港湾空港課長 建設産業部土木課長 建設産業部水産商工課長	
猿払村	住民課長	
浜頓別町	産業振興課長	
中頓別町	総務課長	
枝幸町	町民課長	
豊富町	商工観光課長	
礼文町	産業課長 町民課長	
利尻町	まち環境整備課長	
利尻富士町	福祉課長 産業振興課長	
幌延町	住民生活課長	
稚内海上保安部	警備救難課長	
稚内開発建設部	技術管理課長	
環境省北海道地方環境事務所 稚内自然保護官事務所	上席国立公園保護管理企画官	
公益社団法人 北海道産業資源循環協会 宗谷支部	支部長	
宗谷管内漁業協同組合長会	会長	
NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワーク		
北海道宗谷総合振興局 保健環境部くらし・子育て担当部長…会長 産業振興部農村振興課長 産業振興部水産課長 稚内建設管理部用地管理室維持管理課長 稚内建設管理部事業室治水課長 保健環境部環境生活課長		